

検査マニュアル廃止後の 引当検証を巡る検査・監督

将来を見据えた幅広い情報に基づき、
よりの確な金融仲介を

金融庁は9月10日、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(案)を公表した。パブリックコメントの結果を踏まえ本文書を最終化し、年内にも検査マニュアルを廃止する。今回の検討にあたっては、特定の地域を主要な営業基盤とする地域金融機関の実務を念頭に置いた。今後、一律の目線ではなく、金融機関の経営理念・戦略に多様性があることを踏まえ、金融機関の個性・特性(注1)に即した検査・監督を行っていく。(本稿における意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し上げておく)



金融庁 総合政策局
組織戦略監理官
渡辺 公徳

画一的な対応からの脱却

まずは検査マニュアル廃止の経緯について簡単に述べたい。

これまでの融資に関する金融行政の検査・監督は、各金融機関のビジネスモデルとは切り離して、特定の内部管理態勢のあり方を想定して行ってきた。具体的には、検査マニュアルを用いて、実質債務超過かどうかを重視した厳格な自己査定・償却を求めてきた。しかし、検査マニュアルによる画一的な対応が、金融機関の融資業務における創意工夫や、将来損失を的確に見積もることの制約要因になっていることが指摘されてきた。9月10日に公表したデイスカッションペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(以下、DP)は、こうした課題を克服するものであり、DPの肝は以下に記載のとおりである。

本来、金融機関の融資業務については、経営理念を出発点として、これと整合的な形で

経営戦略・各方針が策定され、内部管理態勢が構築され、融資方針からリスク管理、自己査定・償却・引当までの実務が一貫性をもって進められることが望ましく、当局の検査・監督もこの点を踏まえて設計されるべきである。

DPの公表を機に、仮に金融機関の融資企画や審査セクション、支店長などの立場の方々が、経営陣から「検査マニュアル廃止後に何を变えるべきなのか」と問われた場合、逆に「どうお考えなのですか」と問い直してもらいたい。

個別の金融機関が取るリスクの水準や採用するリスク評価方法は、本来、金融機関の経営戦略・経営目標、業務の多様性、金融機関が取るリスクの複雑さによって判断されるべきであり、これこそがDPの趣旨である。当局も、金融機関との間でリスク評価などについて対話を行っていくが、その際には、金融機関のビジネスモデルや顧客の特性に応じた取組みを制約することがないよう留意していく。

将来情報も反映することで 信用リスクの計測が精緻に

検査マニュアルが長年運用される中で、「過去の実績にとらわれない幅広い情報から将来を見通し、それらの情報も加味して引当を見積もることが制約される」という指摘があった。これまで金融機関の実務では、債務者区分の中でも一般貸倒引当金の対象となる正常先および要注意先（要管理先を含む）について、過去の貸倒実績をベースに一律・定量的な手法で引当金を見積もってきた。

しかし、債務者の将来の経営には不確実性が伴うものであり、統計的に信用リスクを分析するなどして柔軟に引当を積むことで、融資ポートフォリオ全体としても将来の損失に対する精度が高まると考えられる。

信用リスクに関する情報（信用リスク情報）としては、本来、将来的に影響を及ぼすことが見込まれる情報や予測情報も含まれるはずだ（図表）。貸倒実績を測る算定期間と比べて、現在の状況が大きく変化している場

合や将来の変化が合理的に予想される場合には、過去の貸倒実績（注2）を基礎とし、足もとや将来の情報を引当に反映することで、融資ポートフォリオの信用リスクをより精緻に把握できると考えられる。

引当に反映する将来の情報については、合理的に可能な範囲で収集された事実に基づいて行われるべきではあるが、将来の見通しである以上、最終的には金融機関によって幅のある推計となるだろう。また、引当に反映する信用リスク情報は、信用リスクの増大につながる情報と減少につながる情報をかたよりに考慮する必要がある。

当局は、引当の見積りにあたって、経営陣の判断の基礎となる事実と見積り結果に至った考え方を確認し、経営陣の判断の適切性・合理性を検証する。

その検証作業には、基本的に金融機関が保有しているものを用いるが、必要に応じて、地方銀行業界のCRITSや信用金庫業界のSDBなど外部の共通データベースの活用も想定される。その際、「将来予測情

報」などを引当に反映させるデータやモデルの精度は、あくまでも内部監査部門、社外役員、会計監査人、当局などが判断を行うにあたって必要な水準であれば十分であり、その作業自体が自己目的化し、必要以上に精緻化することは本来の趣旨に反する。

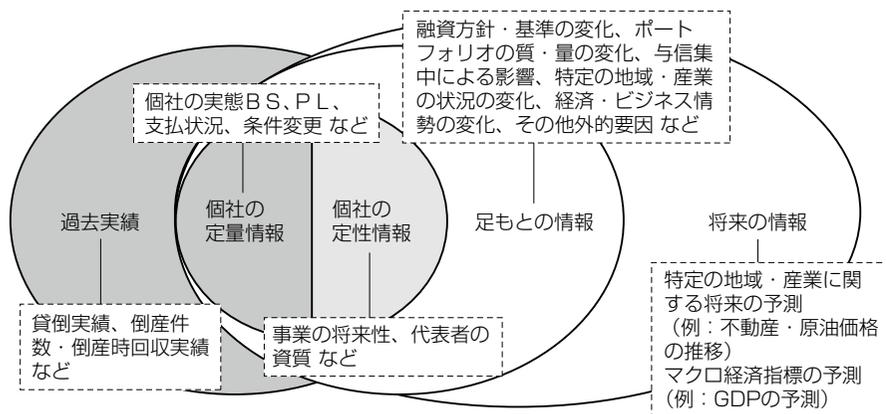
なお、われわれは、信用リスク情報として「将来予測情報」をすべからず織り込むべきだと言っているのではない。

融資ポートフォリオの信用リスクは、その一部が財務会計上の償却・引当によりカバーされるが、償却・引当に反映されない信用リスクについては自己資本によりカバーされることになる。つま

り、会計基準に基づいた合理的に見積り可能な損失は償却・引当によって備え、会計上とらえきれないリスクについては自己

〔図表〕

信用リスクに関する情報の例



〔出所〕「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」18ページ

資本によって備えることが適当と考えられる。

グループピングの合理性

引当の見積りに関しては、原則として、集合的なグループピングを行うことが合理的である。

ただ、グループピングは、各金融機関の融資ポートフォリオの重要な信用リスク情報を引当に反映しやすくすることが目的であり、その方法は一律に定まるものではない。各金融機関において、当該目的に照らして適切な方法を採用すべきものであり、重要ではない信用リスク情報までも引当に反映すべく過度にグループを細分化することは適切ではない。

既存の債務者区分とまったく異なる新たな債務者のグループを作るよりは、現状の実務を出発点としたグループピングを行うケースが多いものと考えられる。その場合、以下の事例が挙げられる。

・債務者区分の中のグループピング（業種、地域、資金使途、貸出商品、メイン先・非メイン

先、与信額、内部格付など）

・債務者区分を横断するグループピング（景気変動などの影響を受けて債務者区分が変動しやすい貸出先を切り出して別グループで評価）

また、過去情報から見積もられた確率をベースに必要な修正を行うことで、足もとの内部環境の変化によるリスクを引当に反映する場合、金融機関の調整例は以下のとおりである。

・新たにミドルリスク先融資を推進する方針を採用した場合や、支店長権限を拡大するなどにより融資審査を迅速化した場合には、当該貸出先を切り出してグループピングし、調整の要否を検討する

・新たに再生支援態勢を強化して、要注意先のうち一定のグループの貸出先を支援対象とした場合に、ほかの貸出先よりも当該対象先の経営改善が進みやすくなったケースでは、当該貸出先を切り出してグループピングし、調整の要否を検討する

将来キャッシュフローを重視した評価

米国における現行の会計基準における償却・引当の実務は、毀損している債権 (Impaired) と毀損していない債権 (Non-Impaired) に分けたうえで、毀損債権については個別に担保などによる回収見込額を考慮し、早期に償却 (charge-off) を行っている。これに対し、非毀損債権については過去の実績のみならず、足もとの定性的な要因を勘案し、経営陣の判断を踏まえて引当額を決定している。

DPが毀損債権や大口与信先についてキャッシュフローをベースに個別に評価することを基本にしている点は、米国と共通していると考えられることもできる。当局は、各金融機関が個別貸倒引当金の対象となる債権を的確に把握し、回収不能見込額について償却・引当を計上する態勢を整備しているかどうかを検証することになるが、その際、従前の方法を継続することも、キャッシュフローをベースにすることもありうる。

破綻懸念先かどうかの判定においては、貸出先の過去の経営成績や経営改善計画だけでなく、

事業の成長性・将来性や金融機関による再生支援なども勘案した、実質的な返済可能性（将来のキャッシュフロー）の程度を重視して、貸倒れに至る可能性が高いかどうかを評価するということである。

大口与信先の個別見積りの方法については、DCF (Discount Cash Flow) 法（注3）やPD (Probability of Default) 法、債権額から市場における売却可能見込額を減じる方法を含め、いくつかの方法が考えられる。この点、与信額やボラティリティーなどを考慮した経営上の重要性、個別貸出のリスク特性や金融機関の方針などに照らして、適切な方法を選択することになる。

ただ、要管理先になっている大口与信先などに対しては、DCF法により個別に引当をするほうが見積りの精度は高まると考えるが、そのためには、現在の方法と比較してより実務上運用しやすくする必要があり、現在、日本公認会計士協会において検討をお願いしているところである。

金融機関の経営陣の判断の尊重

金融仲介機能の發揮に向けて、多くの金融機関がDP別紙記載の債務者区分の枠組みを出発点とすることが想定される。DPでは、現在の定着した実務を否定せず、現在の債務者区分を出発点に、現行の会計基準に沿って、金融機関が自らの融資方針や債務者の実態などを踏まえ、認識している信用リスクをより的確に引当に反映するための道筋を示している。

当局は、金融機関の個性・特性に着目し、これに即した検査・監督を行っていくが、その際には、原則として金融機関の経営陣の判断を尊重し、自主的な取組みを妨げないことが重要である。

なお、過去においては、健全性に課題を抱えていることを背景に、①貸出先の信用状態を意図的に仮装した事例、②貸出先の信用状態の悪化を把握できていないか、把握しながらも放置した事例、③恣意的に引当額を少なく見積もった事例など損失

の的確な見積りという観点から、自己査定・償却・引当の態勢に問題のある事例も見られた。

当局としては、当然ながら、①②③のようにいわばミニマムスタンダードとしての態勢に問題が認められる金融機関に対しては、深度ある検証を行ったうえで、ガバナンス・内部管理態勢の是正を求める。あわせて、当該金融機関の健全性を適切に評価するために必要と認められる場合には、あらためて償却・引当の適切な見積りを要請する。

会計監査人との関係

信用リスクの財務会計上の償却・引当への反映は、一義的には経営陣の判断によって行われるべきであるが、それが会計上適切になされているか否かに関する監査は会計監査人の職責であり、当局は、経営陣の判断や専門的意見が信用リスクの特定・評価のプロセスを適切に経たものである限り、これらの判断や意見を尊重することが適切である。

今後、業界団体、公認会計士

協会、日本銀行、金融庁をメンバーとした実務レベルの会議を開催し、新たな課題や事例などを議論し、その結果を公表していく。また、引当の見積りの改善に向けて検討を行っている個別金融機関の要望に応じて、オフサイトモニタリングの一環として、財務局と連携して意見交換を行う態勢を整備する方針だ。

〔注〕「金融機関の個性・特性」

とは、金融機関がどのような経営環境（顧客特性、地域経済の特性、競争環境等）の中で何を目指しているのか（経営理念）、それをどのようなガバナンスや企業文化のもとで、どのように具体的な経営戦略、経営計画、融資方針、融資実務、リスク管理、コンプライアンス態勢、自己査定・償却・引当実務として進め、どのような融資・有価証券ポートフォリオを構築し、どのようなビジネスからどの程度の収益を上げ、どのような財務状況となっているかの全体像をいう。

2 過去の情報に関しては、損失見込期間に関するいわゆる1-3年ルールが実務上定着しており、当局が当該実務を否定するものではない。各金融機関に

において、自らの融資方針、融資ポートフォリオのリスク特性などを踏まえ、特定の与信先グループについて平均残存期間を採用することも考えられる。なお、融資ポートフォリオの中で、異なる損失見込期間を採用する場合には、その理由の説明が求められる。

3 日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」に基づく現行のDCF法に関しては、過度に複雑な見積り過程を要するとの指摘もあるため、債務者の実態に近づける観点から、一定数以上の個別見積りを行うために適した方法について、日本公認会計士協会においてさらに検討・研究が行われることが期待される。

わたなべ こうとく

94年東京大学法学部卒、大蔵省入省。15年内閣官房「まち・ひと・しごと創生本部」参事官、17年金融庁検査局企画審査課長、18年7月総合政策局地域金融監理官、18年11月監督局地域金融監理官、19年7月から現職。